

令和6年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第1回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 1月26日 (金) 午前11時00分～午前11時45分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画 (案) について (令和6年1月31日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和6年第1回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 1月の26日ということで皆さんには、営農計画書の準備、または申告の準備など、大変お忙しい中、ご参集頂きましてありがとうございます。この総会の前の22日か、札幌のほうで、各種研修があり、1日目は荒川委員、2日目が私と上村代理、打田委員、大場委員の4名で行ってまいりました。会議の内容はですね、事務室にはその資料がありますので見たい人は事務室のほうでちょっと見て頂きたいと思います。22日に行なった最初の年金の研修会だったのですが、主にインボイスの話だったということで去年の10月からインボイス制度が始まり、ちょっとまだ分からない点がいっぱいあったところ、タイミングよく、荒川委員が話を聞いてきたので、プレッシャーはかけませんが、かなり詳しくなっていると思います。

この後ですね、今日は昼から年金の代議員総会もございまして、皆様には、大変ご負担をおかけしますが、今日1日よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、真田委員、13番、谷口委員を指名いたします。
- 議長 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和5年12月1日、令和5年第12回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番、同じく12月1日、美瑛町農業者年金相談会を開催し、会長外4委員が出席しています。
3番、同じく12月1日、令和5年農友会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
4番、12月5日、令和5年度地区別農業委員会等研修会が開催され、会長外14委員が出席しております。
5番、12月9日から10日、2023フィーリングチャンスイン美瑛初冬が開催され、開会式に職務代理が出席しております。
6番、12月13日、令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、会長外14委員が出席しております。
7番12月14日から15日、美瑛町議会第7回定例会が開催され、会長が出席しております。
8番、令和6年1月9日、令和6年美瑛町新年交礼会が開催され会長外11委員が出席しております。
9番、1月12日、上川地方農業委員会連合会第2回中央部ブロック会議が開催され、会長が出席しております。
10番、1月22日、令和5年度全道農業者年金研究会が開催され、振興部会長が出席しております。
11番、1月23日、令和5年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、会長外3委員が出席しております。
以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、[]さん、借主、[]さん外6件について、同法第18条第1項の但し書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名[]、地番[]、面積3,481平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年12月7日付けで合意解約です。

番号2番、土地の表示、字名[]、地番[]、面積9,362平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年12月7日付で合意解約です。

番号3番、土地の表示、字名[]、地番[]、外5筆、面積計60,000平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年12月11日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第2号及び議案第4号にて売買の申請がされております。

番号4番、土地の表示、字名[]、地番[]外42筆、面積計253,145平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年12月18日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第3号にて使用貸借の申請がされております。

番号5番、土地の表示、字名[]、地番[]外14筆、面積計100,611平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年12月19日付で合意解約です。こちらの件につきましては一部地域で調整中の土地もありますが、それ以外については議案第4号にて売買の申請がされております。

番号6番、土地の表示、字名[]、地番[]外8筆、面積計51,809平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年12月21日付で合意解約です。

番号7番、土地の表示、字名[]、地番[]外1筆、面積計19,103平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年12月27日付で合意解約です。こちらの土地につきましては議案第2号にて売買の申請がされております。

今回提出された7案件につきましては、通知書の記載内容等

を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 これより議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさん外3件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第2号で審議頂く4案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。
番号1番、土地表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外3筆、面積計50,825平米につきましては、譲渡人、XXXXXXXXXXさんから譲受人、XXXXXXXXXXさんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約5.3キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては議案4ページをご確認ください。以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、ただいま事務局のほうから説明があったとおりでありまして、君は、を中心とした畑作を行っておりまして、地域でもの役員など数々こなされて、立派に耕作している方であります。今回、この土地ですけれども、一部急傾斜が含まれていて、単価がこのような価格になりました。それで今回3条の規定によりまして3条で扱いということになりました。以上で説明を終わります。

○ 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○ 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 はい。番号2番、土地表示、字名、地番外同筆内にもう1箇所ございます。全部で2箇所の農地となります。面積は合計して13,495平米となります。譲渡人はさんで譲受人はさんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅からに約7.6キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。以上で終わります。

○ 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい。ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。この件は先ほど議案第1号にありました件と関係ありますけれども、今回、さんが譲受人でありますさんのほうに売買したいという件でございます。さんのほうも地域を代表するような農家でございます。何ら問題はないかと思っ

ておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号3番です。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外3筆、面積計7,374平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約4.5キロの箇所で権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。譲渡人のほうの■■■■さんにつきましては、■■■■となりまして、■■■■の農業部門の子会社というような形の会社となります。■■■■の社長さんが■■■■さんの■■■■さんがなるということを聞いておまして、従業員には、元々の■■■■さんの■■■■さんなどが就くという形で伺っております。新規法人のため、現在まだ認定という形ではございませんが今、認定農業者の申請を農林課に申請しているものでございまして、別紙資料のほうに認定農業者の申請書も添付しておりますので、合わせて総会の資料とあわせて確認をしていただきたいと思います。また、本総会の可決をもちまして農林課のほうに申請者の認定が決定するというふうな見込みとなっておりますので、総会資料と合わせてご確認をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。この土地に関しましてはこの後の議案であります集積計画のほうで挙がっています8番の土地に隣接する土地で諸条件が違う若しくは農振に入っていない等により3条の扱いとなっております。特に問題ないと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号4番、土地表示、字名■■■■、地番■■■■外1筆、面積計19,103平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.0キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては議案7ページのほうをご確認ください。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■さんから、■■■■さんへの3条による売買ですが、当初議案第1号にもありましたが、■■■■さんの息子さんの■■■■さんが作付けをしておりましたが、条件が非常に悪く、今回、■■■■さんの地元改善組合、また■■■■委員とも協議をした結果、地続きでもある■■■■さんへお願いして売買することとなりました。よろしくご審議お願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。議案第3号、農地法3条の規定による許可申請につきまして使用貸借でございます。農地法3条の規定による土地の使用貸借の権利設定の申請のありました貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの外5件の申請について可否の審議を求めるものでございます。なお、議案第3号で審議していただく6件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われます。
それでは番号1番でございます。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外4筆、面積計21,117平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借の権利設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.5キロの箇所で使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借受けしたいとのことでございます。期間は許可日から30年間となっております。詳細につきましては、議案8ページをご確認ください。以上で説明を終わります

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい、ただいま事務局のほうより説明があったとおりでありまして、■■■■君は、3年前でしたかUターンで戻ってこられま

して、水田、トマト栽培を行っておられます。真面目で堅実な方ですので何ら問題ないと思っております。経営移譲の賃貸借ということで何ら問題ないと思っておりますので、どうぞご審議よろしくをお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございました。
 これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
 議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番及び番号3番の件については、関連がありますので一括して審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは番号2番です。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外7筆、面積計47,817平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借による権利設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約8.0キロの箇所で、使用貸借の理由といたしましては、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地を使用貸借により借受けしたいとのこととございます。期間は許可日から30年となっております。詳細につきましては、議案9ページをご確認ください。
- 引き続き、番号3番です。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外42筆、面積計253,145平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借による設定の申請でございます。申請箇所は、JR美瑛駅から■■■■に約8.0キロの箇所で使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地を使用貸借により借受けしたいとのこととございます。期間は許可日から20年間となっております。詳細につきましては議案10ページ、11ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■さんは■■■■さんの次男で現在29歳、就農5年目です。前職は、■■■■会社に入り、トマトの栽培に携わっていたそうです。彼は地域の活動にも積極参加、協力してくれる次世代を担う青年です。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号2番及び番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番及び番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 続いて、議案第3号、番号4番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号4番です。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外85筆、面積計502,295.48平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借による設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約5.2キロで使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地を使用貸借により借受けしたいとのことでございます。期間は許可日から30年間となっております。詳細につきましては議案の12ページ13ページ14ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■さんは■■■■さんの次男で現在30歳で就農6年目です。結婚しており子供も2人おります。前職は■■■■さんの整備の仕事をしており、

手先が器用です。彼は地域の保全活動にも積極的に参加している青年です。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
○議 長 続いて、議案第3号、番号5番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号5番です。土地表示、字名■■■■、地番■■■■外69筆、面積計317,819平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの使用貸借による権利設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約3.8キロの箇所で、使用貸借の権利設定の理由といたしまして、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地を使用貸借により借受けしたいとのごです。期間は許可日から30年となっております。詳細につきましては議案15ページ16ページ17ページをご確認ください。以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■さんは、日々堅実的な経営を行っており、今回、息子さんの■■■■さんへ経営移譲するものです。■■■■さんは現在60歳と移譲するにはまだ早い年齢だと思われませんが、■■■■さんと十分相談の上、1日も早く高い経営センスを身につける上で、今回、思い切っていくものです。■■■■さんは、現在36歳と若く、消防団員、青年部活動と積極的に参加、協力しており、個人的ではありますが、農作業の遅れたときなど、すぐに応援に駆けつけて

協力してくれる大変頼もしく今後に期待の持てる好青年です。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号5番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第3号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号6番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号6番です。土地表示、字名■■■■■、地番■■■■■
外29筆、面積計497,862平米につきましては、貸主、■■■■■
さんから、借主、■■■■■さんへの使用貸借による権利設定で
ございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約4.9キロの箇
所で、使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸
付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため申請地を使用
貸借により借受けしたいとのことでございます。期間は許可日
から50年となっております。詳細につきましては議案18ペ
ージをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委員か
ら補足説明をお願いします。

- 委員 今回、経営移譲により、■■■■■さんから■■■■■さんへの
使用貸借ということで、■■■■■さんは、■■■■■をやめてから、
もう8年以上は農家をやっております。そしてまた我々地区の
若手のホープでもあります。何ら問題ないかと思っておりますので、
よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号6番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号6番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和6年1月31日公告予定分の件を議題とします。
議案第4号、番号1番及び番号2番の件については、1番、打田委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。

【■■■■委員退席】

- 議 長 議案第4号、番号1番及び番号2番の件について、一括して事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、令和6年第1回令和6年1月31日公告予定分。
加藤政信さん外13件、改善組合承認済み、から利用権の設定等、所有権の移転7件、賃貸7件について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号1番及び2番につきましては、離農に伴う売買です。
番号1番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑9筆、35,081 平米。1,754,000 円で10aあたり50,000円です。
番号2番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑1筆、40,651 m²。2,032,000 円で10aあたり50,000円です。
以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第4号、番号1番及び番号2番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番及び番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

- 議 長 続いて、議案第4号、番号3番から番号14番までの件について、一括して審議いたしますので事務局の説明をお願いします。

- 事務局 番号3番から番号5番につきましても、離農に伴う売買です。番号3番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの売買、畑3筆、29,159平米。1,457,000円で10aあたり50,000円です。

番号4番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの売買、畑1筆、8,418平米。420,000円で10aあたり49,900円です。

番号5番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの売買、田3筆、畑2筆、計66,342平米。2,844,000円で10aあたり田70,000円、畑30,000円です。

番号6番及び7番につきましては、所有地処分に伴う売買です。番号6番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの売買、田6筆、畑9筆、計101,755平米。15,745,000円で10aあたり田116,800円、畑169,100円です。

番号7番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの売買、田1筆、畑4筆、計55,878平米。7,557,000円で10aあたり田160,000円、畑121,200円です。

番号8番から番号10番につきましては、賃貸借契約の更新です。番号8番、■■■、■■■さんから、■■■、■■■さんへの賃貸借、畑3筆、29,340平米。88,000円で10aあたり3,000円です。期間は5年間です。

番号9番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑10筆、33,014平米。240,000円で10aあたり7,300円です。期間は5年間です。

番号10番、[REDACTED]、佐藤和生さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑6筆、18,906平米。105,000円で10aあたり5,600円です。期間は5年間です。

番号11番から番号14番につきましては、農業公社からの貸付です。番号11番、公益財団法人北海道農業公社から、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田1筆、畑1筆、計27,294平米。80,000円で10aあたり田4,100円、畑2,400円です。期間は4年9か月です。

番号12番、公益財団法人北海道農業公社から、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑12筆、118,455平米。250,000円で10aあたり2,100円です。期間は4年9か月です。

番号13番、公益財団法人北海道農業公社から、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑16筆、131,910平米。316,580円で10aあたり2,400円です。期間は4年9か月です。

番号14番、公益財団法人北海道農業公社から、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑6筆、62,675平米。175,500円で10aあたり2,800円です。期間は4年9か月です。

以上、設定を受ける者、14件、13名、1法人。設定をする者、14件、8名、6法人。田11筆78,059平米、畑83筆680,819平米、計94筆758,878平米。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号3番から番号14番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。議案第4号、番号3番から番号14番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議事項は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和6年、第1回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年1月26日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

真 田 佳 則

美瑛町農業委員

谷 口 学